

土地使用貸借契約書

末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を地域住民用小規模堆雪場として使用するため、土地所有者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり土地使用貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、この土地を乙に無償で貸し渡し、乙は、これを借り受ける。

（使用目的）

第2条 乙は、この土地を地域住民用小規模堆雪場として専用に使用するものとする。

（貸借の期間）

第3条 この土地の貸借期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。

2 前項に定める期間が満了し、次年度も地域住民用小規模堆雪場の設置について甲、乙の合意があった場合には、本契約は次年度の12月1日から3月31日までを貸借期間として継続するものとする。

3 前項の規定は、同項の規定により継続された貸借契約をさらに継続する場合には、これを準用するものである。

（公租公課負担責任）

第4条 本契約の期間中であっても、公租公課は甲が負担するものとする。

（転貸の禁止等）

第5条 乙は、甲の承諾を得ることなくこの土地を転貸し、またはこの土地を使用する権利を他に譲渡してはならない。

（土地の管理）

第6条 乙は、この土地が地域住民用小規模堆雪場として適切に使用されるよう、常に適正かつ安全に管理しなければならない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が第2条または第5条の規定に違反したときは、乙との契約を解除することができる。

（土地の返還）

第8条 乙は貸借期間が満了した場合または第7条により契約を解除した場合は、速やかに土地を原状に回復して返却しなければならない。

（疑義の決定等）

第9条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この契約に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（信義則）

第10条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

以上この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（住所）

（氏名）

乙（住所）

（団体名称）

（代表者名）

土地の表示

所在	地目	公簿面積
		m ²